

第2期 本庄市自殺対策計画

■計画の数値目標

	平成30年度	令和5年度	令和10年度 (本計画最終年)
公表年	平成29年	令和4年	令和9年
自殺死亡率	20.3	12.9	12.9
対平成29年比	100%	63.5%	63.5%

本市では、前計画策定時の平成29年からの10年間で自殺死亡率を30%減の14.2を目標とし、令和4年には、12.9と目標を達成しています。この状態を維持できるように、本計画の最終年までの目標を12.9と設定します。

■施策の数値目標

評価項目	現状値(令和4年度)	目標値(令和10年度)
自殺対策ネットワーク会議の開催	年1回	年1回以上
ゲートキーパー養成講座の実施	年3回	年3回以上
ゲートキーパー養成講座において、実践してみようと思うと回答した割合【養成講座受講者アンケート】	87.5%	90%以上
自殺予防週間を知っている人の割合	6.3%	10%以上
自殺対策強化月間を知っている人の割合	4.5%	10%以上

■計画の推進

この計画の推進にあたっては、関係各課・機関が、対象としている人に適切な対策を講じるとともに、相互に連携・協力して総合的な自殺対策の推進を図ります。また、関係機関・団体や公募市民等で構成する自殺対策ネットワーク会議において、様々な立場の委員の知見を活かして自殺対策事業に係る情報を共有し、事業の推進を図ります。

第2期本庄市自殺対策計画

令和6年3月

発行・編集 本庄市 保健部 健康推進課

〒367-0031 埼玉県本庄市北堀 1422-1

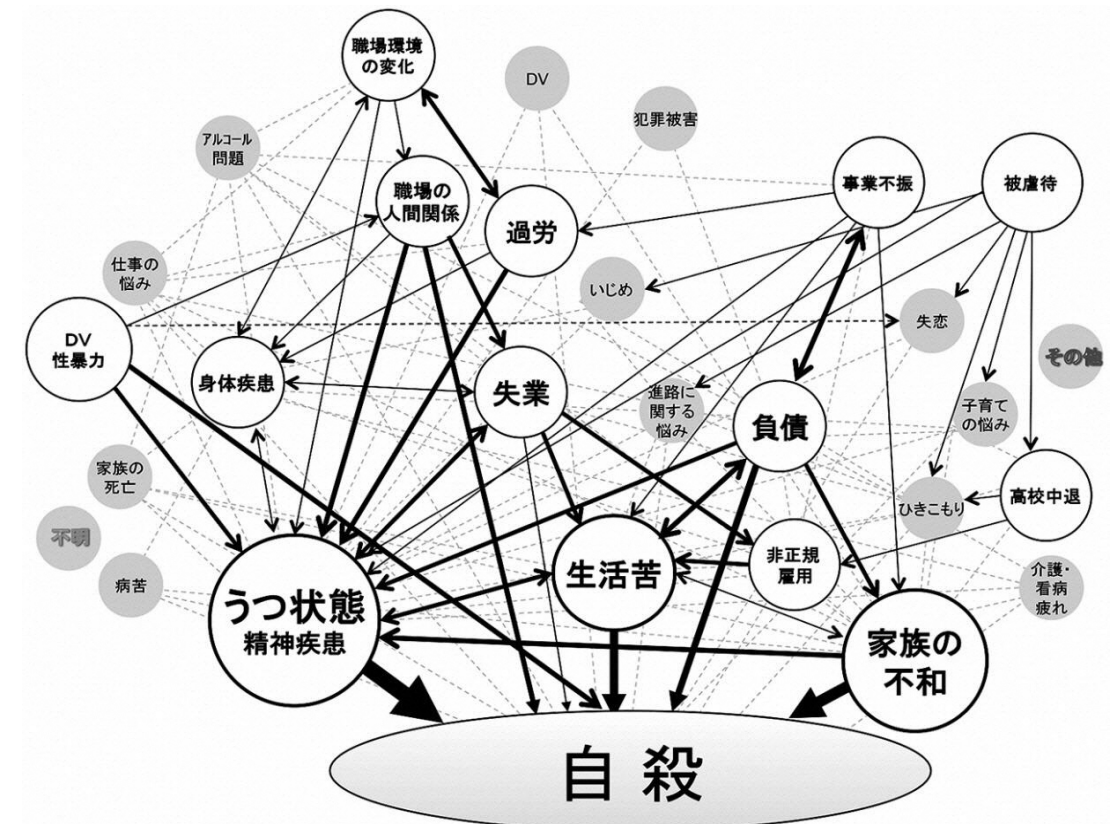
TEL 0495-24-2003 FAX 0495-24-2005

自殺実態調査から見えてきた

「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」

下図は、NPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」が行った自殺の実態調査から見えてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。図中○印の大きさは要因の発生頻度を表し、大きいほど自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いことを示しています。また矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表し、太いほど因果関係が強いことを示しています。

この図から、自殺の直接的な原因として「うつ状態」が最も大きいことがわかりますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が関係しており、同調査は、自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたと示しています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのないまち 本庄」の実現に向けて

■ 計画策定の趣旨

国の自殺対策は、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付けた上で、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けています。

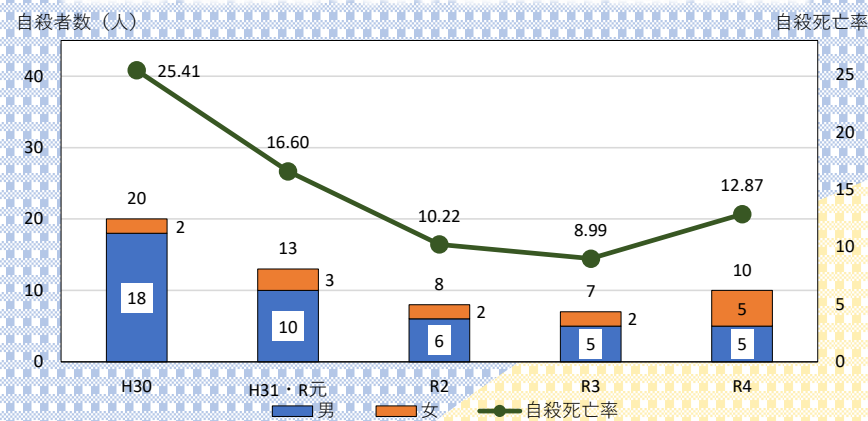
本市においては、「本庄市自殺対策計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち 本庄」の実現のため、効果的・総合的な自殺対策を推進しています。この度、前計画の計画期間が令和 6 年 3 月をもって満了することに伴い、「第 2 期本庄市自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■ 計画の期間

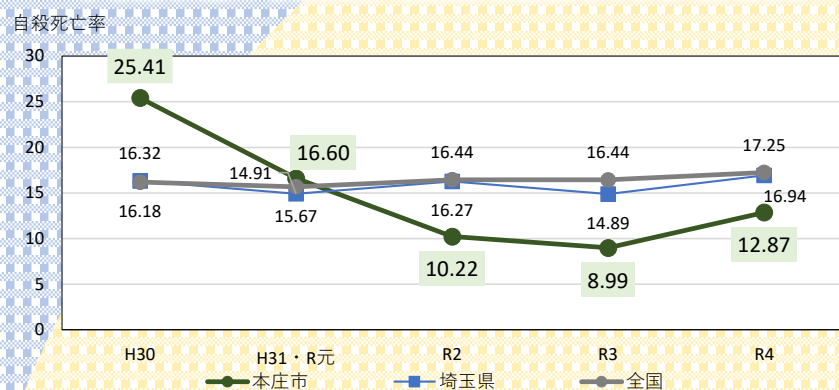
本計画の期間は、目標年度を令和 10 年度とし、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。計画の最終年度には見直しを行います。法制度等の改正や、国や県の動向、自殺の実態、社会状況の変化等で必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 自殺の現状

本市の年間の自殺者数は平成 30 年の 20 人から令和 3 年に 7 人へと減少しましたが、令和 4 年は 10 人となっています。平成 30 年から令和 4 年の平均は 11.6 人となっています。



自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）を見ると、本市は令和 2 年以降は埼玉県・全国より下回っています。



■ 基本方針

基本理念を実現するため、国の「自殺総合対策大綱」により示された 6 つの基本方針に沿った総合的な自殺対策を進めていきます。

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 関係機関との連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

■ 施策の体系

【基本施策】

（1）地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化を図ります。

（2）自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要で、その「気づき」のための人材育成を進めていくことが必要です。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて適切な支援につなげていく役割を担うゲートキーパーを育成していくために、市職員や市民に向けた講座を実施していきます。

（3）市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めるといったことが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発に努めます。

（4）相談・支援体制の充実

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。「生きることの阻害要因」をできるだけ取り除けるように、相談体制を充実させ、「生きることの促進要因」を増やせるように、様々な支援を行います。

【重点施策】

（1）高齢者に対する支援

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい現状があります。高齢者の孤立・孤独を防ぐために、地域とつながり、支援できるような相談体制や地域での見守り体制の充実など高齢者を包括的に支援する体制を推進します。

（2）若年層に対する支援

いじめや周囲との人間関係、デートDV、進路、家庭内での悩みなど若者が抱えている悩みに対応していくために、庁内の関係機関が連携・協働し支援を行います。また、困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられるように、「SOS の出し方に関する教育」を学校の教育活動として実施します。「SOS の出し方に関する教育」及びいじめや不登校への対策が、児童・生徒の期間だけでなく、成人した後の自殺対策にもつながるものとして取り組んでいきます。

（3）無職者・失業者・生活困窮者に対する支援

無職者・失業者・生活困窮者は、経済問題以外にも傷病、障害や人間関係等、様々な問題を抱えている場合があり、自殺リスクが高いとされています。包括的な生きる支援を実施していくことで、そうした人たちの自殺リスクを軽減していきます。

（4）勤務・経営に関する支援

有職者の自殺の背景の 1 つとして就労問題がありますが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境の変化、経営状況の悪化等、就労上の問題をきっかけに退職や失業に至った場合、生活困窮や多重債務などの問題につながり、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。勤務・経営上の悩みを抱えた人の相談や支援先につなげることができるよう取り組みます。